

事務連絡
平成24年4月2日

各都道府県教育委員会健康教育主管課
各指定都市教育委員会健康教育主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学事務局 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
各公私立高等専門学校事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

麻しん施設別発生状況に係る調査について

麻しんについて、別添のとおり、厚生労働省より各都道府県衛生主管部局宛に平成24年3月19日付け事務連絡で、「麻しん施設別発生状況に係る調査について」が発出されていますので、お知らせします。

各学校の設置者は、学校保健安全法第18条、学校保健安全法施行令第5条により、出席停止が行われたとき及び学校の休業を行ったときは、保健所と連絡することとされているところですが、本調査は、上記保健所への連絡について、各都道府県・政令指定都市衛生主管部（局）感染症対策担当課において取りまとめの上、厚生労働省に報告するものです。よって、各学校においては特段の作業等が生じるものではありませんが、各学校の設置者におかれては、上記保健所への連絡について引き続き適切な対応をお願いします。

これらのことについて、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管の学校に対しても、それぞれ周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導についても併せてお願いします。

なお、本件調査の概要に関する問い合わせは、厚生労働省健康局結核感染症課情報管理係（連絡先は別添参照）までお願いいたします。

(発出元)

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課保健指導係

事務連絡
平成24年3月19日

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

麻しん施設別発生状況に係る調査について（周知依頼）

標記について、今般、別添（写）のとおり各都道府県・政令指定都市衛生主管部（局）感染症対策担当課あて連絡したところです。

つきましては、貴課関係部局等への周知について、特段のご配慮方よろしくお願いいたします。

なお、本調査は、学校保健安全法第18条に基づく学校の設置者から保健所への連絡について、その内容を各都道府県・政令指定都市衛生主管部（局）感染症対策担当課において取りまとめの上、当課に対して報告するものであり、各学校においては特段の作業等が生じるものではありませんので、併せて周知下さいますようお願いいたします。

【担当】

厚生労働省健康局結核感染症課
感染症情報管理室情報管理係

電話：03-5253-1111(内線2380)

E-mail:SARSOPC@mhlw.go.jp

事務連絡
平成24年3月19日

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 衛生主管部（局）
 感染症対策担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

麻しん施設別発生状況に係る調査について

日頃より、感染症対策に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記調査につきましては、平成23年3月16日付事務連絡「麻しん施設別発生状況に係る調査について」により実施しているところですが、平成24年3月26日～4月1日にかかる報告分をもって今シーズンの区切りとし、翌週分より新シーズンとして実施することといたしました。

つきましては、別紙実施要領及び別記様式「麻しん施設別発生状況」をご確認の上、引き続きシステムによる報告をお願いいたします。

また、当課で取りまとめた情報は、感染症法第16条に基づき公表する予定ですので、ご了解願います。

なお、本調査は、学校保健安全法第18条に基づく学校の設置者から保健所への連絡について、その内容を各都道府県・政令指定都市衛生主管部（局）感染症対策担当課において取りまとめの上、当課に対して報告するものであり、各学校においては特段の作業等が生じるものではないこと、及び本件については文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課を通じ、各学校所管部局あて周知を依頼しておりますことを申し添えます。

【担当】

厚生労働省健康局結核感染症課
感染症情報管理室情報管理係
電話：03-5253-1111(内線2380)
E-mail:SARSOPC@mhlw.go.jp

(別紙)

麻しん施設別発生状況に係る調査実施要領

- 調査は別記様式に記載の項目について行うこととします。
- 各学校より最寄りの保健所に対して連絡（学校保健安全法第18条）のあった麻しんによる休校等の情報を、各都道府県・政令指定都市の衛生主管部局感染症対策担当課において別記様式により取りまとめの上、感染症発生動向調査システム「厚生労働省指定疾病報告機能」により報告することとします（別途配布する操作マニュアルを参照）。
- 第1回目の報告対象期間は4月2日（月）から4月8日（日）までとし、当該期間に係る休校数等について、4月11日（水）正午までに報告処理を行ってください。
なお、休校等の報告がない場合であっても必ず「0」入力をしてください。
- 第2回目以後も同様に、1週間（月曜日から日曜日まで）分の休校数等を翌週の水曜日までに報告願います。
- 大学のキャンパス単位での休講等については、「休校」に分類してください。その他、計上方法について不明な点は、結核感染症課情報管理係あてご照会ください。
- システムに関するご質問はNESIDヘルプデスクへお願いいたします。

【NESIDヘルプデスク】

アドレス : nesid-helpdesk@toshiba-sol.co.jp

※ 各学校におかれましては、特段の作業はありません。

麻しん施設別発生状況

第 報

月 日 ~ 月 日

	休校数		学年閉鎖校数		学級閉鎖校数		計		在籍者数		患者数		欠席者数		備考
	今週	累計	今週	累計	今週	累計	今週	累計	今週	累計	今週	累計	今週	累計	
幼稚園・保育所															
小学校															
中学校															
高等学校															
特別支援学校															
大学															
短期大学															
高等専門学校															
その他															
計															

記入上の注意

- 1 この表は、月曜日から始まり日曜日に終了する一週間毎に記入すること。
- 2 「今週」欄は、当該週に発生したものについて記入すること。
 [従って、前週から今週に継続したものは計上せず、前週の週内に終息しかつ今週再発生したもの及び週を隔てて今週に再発生したものについては計上する。]
- 3 同一施設で同一週に休校、学年閉鎖、学級閉鎖が重複した場合は、休校、学年閉鎖、学級閉鎖の優先順位によりいずれかの該当する欄に記入すること。
- 4 在籍者数、患者数及び欠席者数（以下「患者数等」という。）は、次により計上すること。
 - (1) 学級閉鎖を行った場合の患者数等は、当該閉鎖される直前の学級の患者数等であること。
 - (2) 学年閉鎖を行った場合の患者数等は、当該閉鎖される直前の学年の患者数等であること。
 - (3) 休校の措置がとられた場合の患者数等は、当該休校となる直前の学校の患者数等であること。
- 5 患者数は、欠席者及びり患登校者を含めて計上すること。（従って、欠席者数は患者数の再掲となる。）
- 6 本通報の対象は麻しんであり、通報前に他疾病と判明した場合は含まないものとする。